

「消防学校における教育訓練に関する検討会」 開催要綱

1 目的

近年の災害の態様は、複雑多様化とともに大規模化の様相を強めており、消防機関においても専門化・高度化した対応が求められている。

このような社会情勢の下、消防職員が適切に職務を遂行するためには知識、技術の向上が不可欠であり、その基礎となる消防学校等における教育のあり方を検討するとともに、消防学校における施設や資機材を充実させるなど、効率的・効果的な教育訓練を行う必要がある。

また、「消防学校の教育訓練の基準（消防庁告示）」は、平成 15 年度に抜本的な見直しが行われて以降、10 年が経過しており、現状を踏まえた見直しが必要となっている。

こうしたことから、消防職員への教育訓練を更に充実させることを目的として、必要な検討を行うことを目的とする。

2 検討項目

- (1) 消防学校における教育訓練内容について
- (2) 消防学校の施設・資機材等について
- (3) 消防学校の連携について

3 検討会について

- (1) 検討会は、座長及び構成員をもって構成する。
- (2) 座長は消防庁審議官とする。また、構成員は消防学校の関係者及び消防防災機関の関係者の中から消防庁長官が委嘱する。
- (3) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故がある場合は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときには、オブザーバーの出席を認めることができる。

4 任期

座長及び構成員の任期は、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

5 事務局

消防庁消防・救急課に事務局を置く。

6 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。